



2019 年度

(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)

佐賀県看護協会教育計画



施設名

氏 名

公益社団法人 佐賀県看護協会

〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1

TEL:0952-68-3058(事業部 教育直通) FAX0952-68-3603

<http://www.saga-nurse.org/>

ごあいさつ

公益社団法人佐賀県看護協会
会 長 内田 素子

公益社団法人佐賀県看護協会（以下、本会という）は、県民の健康と福祉の向上に寄与するという目的に向け、定款第4条の9事業の一番目に教育等看護の質の向上に関する事業を挙げています。看護職は、専門職として常に研鑽が求められおり、そのための継続教育は本会の主たる重要な事業です。

本会は、昨年度から、日本看護協会の「看護の将来ビジョン」の策定、地域包括ケアシステムの推進、「看護師クリニカルラダー（日本看護協会版）」の公表による教育基本方針の見直しを受けて、教育計画の枠組みを変更し、今年度も引き続き、これからの社会における看護の役割発揮を支援するための5つの研修分類に基づき教育計画を作成しました。

その一分野である「ラダーと連動した継続教育」では、看護実践能力を構成する4つの力と核となる学習内容を基に個々の研修を計画していますので、ご自分の学ぶべき学習内容を含んだ研修を習熟度と合わせて選択していただければと思います。

また、このラダーを、あらゆる場におけるすべての看護職に共通する看護実践能力の指標として活用していただけることを期待しています。

日本看護協会では、昨年6月から、会員の皆様のキャリア構築を支援する会員専用WEBページ、キャリアナースを提供しています。キャリアナースに登録することにより、本会や日本看護協会を受講した研修履歴の保存・確認、看護協会以外の研修などの登録、文献検索などが可能になりました。ぜひ、登録してご自分のキャリア開発に活用していただきたいと思います。

また、日本看護協会と連携し、本会看護センターで受講する2本のインターネット配信研修「オンデマンド」を計画しています。なお、日本看護協会の個人・施設向けのオンデマンド研修も35本計画されており、配信期間中はいつでも何度でも受講でき、施設内集合研修や勉強会でも受講できますので、本会の研修と合わせてご活用ください。

認定看護管理者教育課程については、今年度はファーストレベルのみの開催となりますが、セカンドレベルは新しいカリキュラムで次年度開催しますので、これからの看護管理を担う方々には受講準備を進めていただくことを期待しています。

この計画策定にあたっては、会員の皆様の声を聴きながら、今の時代の医療・看護を取り巻く状況に対応できること、さらにこれからの時代を先取りした内容について、教育委員会委員の皆様を中心に協議を重ねていただきました。関係者の皆様に深く感謝いたします。

看護職があらゆる場で専門性を発揮し、質の高い看護実践ができるよう、本会の教育事業をご活用いただければ幸いです。

目 次

佐賀県看護協会教育方針	
定款	
教育理念	
教育目的	
教育目標	
継続教育の研修の分類	
「看護師の臨床ラダー」の段階設定	
JNA ラダー4つの力と学習項目	
研修会参加要領	
当日オリエンテーション	
月別一覧	
詳細一覧	
研修申込書	
認定看護管理者教育課程 ファーストレベルプログラム	
看護研究学会演題募集要領	
演題申込書	
演題登録チェックリスト	
抄録選考基準	
インターネット配信研修(オンデマンド)	
日本看護学会一覧	

公益社団法人佐賀県看護協会教育方針

公益社団法人佐賀県看護協会は、公益社団法人日本看護協会教育方針に則り、「看護の将来ビジョン」達成に向けて、日本看護協会と連携・協同して継続教育を実施する。研修計画は①「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育、②ラダーと連動した継続教育、③看護管理者が地域包括システムを推進するための力量形成に向けた継続教育、④専門能力を支援する教育体制の充実にに向けた継続教育、⑤資格認定教育の5つの柱で枠組みを立て、JNA ラダーに基づき、共通する看護実践能力開発のための核となるよう学習内容を構成している。これにより、専門職業人である看護職の自律的なキャリア開発を支援する。

定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は公益社団法人日本看護協会との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護学会の開催等学術研究の振興に関する事業
- (3) 看護業務、看護制度の改善に関する事業
- (4) 在宅ケアサービス等による県民の健康及び福祉の推進に関する事業
- (5) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進に関する事業
- (6) 災害による被災者の支援に関する事業
- (7) 保健・医療・福祉に関する知識の普及啓発に関する事業
- (8) 施設の貸与事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

教育理念

多様化する地域住民のヘルスケアニーズに応えるために個々の看護職が自律的にキャリア開発をしていけるように支援する。

教育目的

1. 社会が求めるヘルスケアサービスの提供ができる看護職の育成
2. 自らキャリア開発できる看護職の育成
3. 倫理綱領に基づいて行動できる看護職の育成
4. 専門的な知識や技術を深めた看護実践ができる看護職の育成

教育目標

1. あらゆる場で、必要な看護が実践できる能力の向上を図る。
2. 社会の変化や現状に応じたマネジメントができる能力の向上を図る。
3. チーム医療のコーディネートができる能力の向上を図る。
4. ケアの受け手の尊厳と多様性を尊重した看護ができる能力の向上を図る。
5. 倫理的思考力を身につけて質の高い看護実践能力の向上を図る。

1. 継続教育の研修の分類

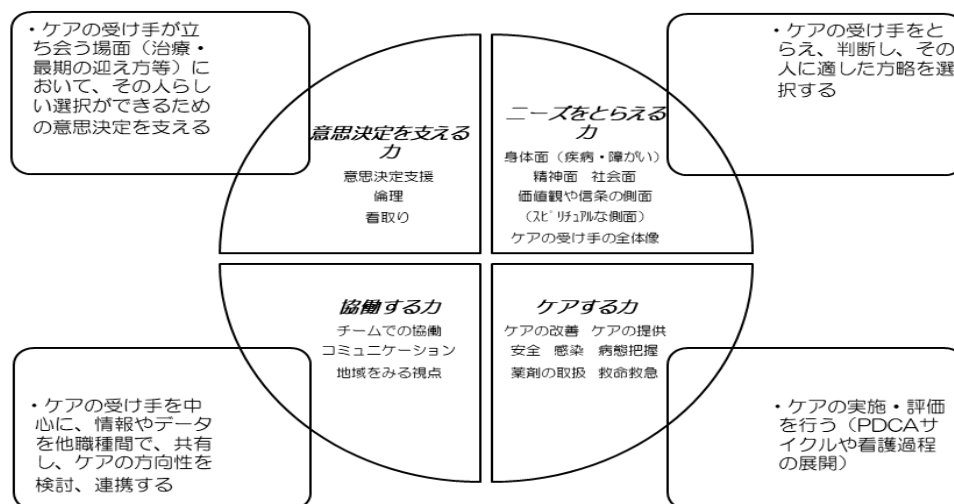
佐賀県看護協会継続教育については、継続教育の研修分類を下記の表の5つの分類で表示しています。

分 類		内 容
1	「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育	1) 新たな社会ニーズに対応する能力支援のための研修 2) 政策提言に向けた研修 3) 診療報酬に関連した研修 4) 研究に取り組む能力支援に関連した研修
2	ラダーと連動した継続教育	1) 「看護師のクリニカルラダー（日本看護協会版）」 （JNA ラダー） 2) 「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー/CLoCMiP）」
3	看護管理者が地域包括ケアシステムを推進するための力量形成に向けた継続教育	1) 看護管理者を対象とした研修 2) 認定看護管理者を対象とした研修 3) これから看護管理を担う人々を対象とした研修
4	専門能力開発を支援する教育体制の充実にに向けた継続教育	1) 施設内教育における JNA ラダー活用のための研修 2) 看護協会の教育担当者・教育委員対象研修
5	資格認定教育	1) 認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）

日本看護協会が示した項目に1 - 4)を追加

2. 看護実践能力の核として必要な4つの力と学習項目及び段階設定

あらゆる場の全ての看護師の共通する看護実践能力について、「ニーズをとらえる力」「ケアする力」「協働する力」「意思決定を支える力」の4つで構成しています。4つの力は綿密に関連し、どの場においても発揮されます。各人が自らの習熟度と対比させ受講したい研修を選択してください。



レベル	定 義
I	基本的な看護手順に従い必要に応じ助言を得て看護を実践する
II	標準的な看護計画に基づき自立して看護を実践する
III	ケアの受け手に合う個別的な看護を実践する
IV	幅広い視野で予測的判断を持ち看護を実践する
V	より複雑な状況において、ケアの受け手にとっての最適な手段を選択し、QOLを高めるための看護を実践する

研 修 会 参 加 要 領

1. 参加条件

- 1) 会員・非会員を問いません。
看護助手、介護職、病院・施設職員の参加が可能な研修会もあります。
- 2) 他、参加についてはご相談下さい。

2. 研修場所

公益社団法人佐賀県看護協会 看護センター（地図参照）
〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1
TEL:0952-68-3058(事業部教育 直通) FAX:0952-68-3603

3. 受講料

- 1) 受講料(一般研修) **前納**です。

	会員	非会員
0.5 日および 1 日	2,000 円	5,000 円
2 日	4,000 円	10,000 円

- 2) 受講料の納入は、**研修2週間前まで**に直接持参されるか、所定の郵便振込用紙(赤)、又は郵便局備え付けの振込用紙(青)にて、施設で取りまとめて振り込んでください。当日は受講料の支払いはできません。

記号:01720-8-58965 加入者名:公益社団法人佐賀県看護協会

振込用紙の通信欄に必ず**研修名と人数などの内訳**を記入してください。

- 3) 申し込み取り消しや欠席の場合の返金はありません。
- 4) **受講者本人のやむ得ない事情(大病・災害等)により、研修会に参加できない場合、施設代表者の申し出により、会長判断で手数料を差し引いた金額を返金します。**
- 5) **未納のまま欠席された場合は、後日受講料を納入いただき、その後資料をお送りいたします。**

4. 申し込み方法

- 1) 規定の申込書(P16 をコピー)に必要事項をもれなく記入し、できるだけ施設で取りまとめ
申込期限を厳守して申し込んでください。(FAX可)
- 2) 申込み先

公益社団法人佐賀県看護協会宛
〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1
TEL:0952-68-3058(事業部教育 直通) FAX:0952-68-3603

5. 受講決定

- 1) 一般の研修会についての**受講決定通知**はいたしません。
- 2) 募集人員を超えて申し込みがあり、調整が必要な場合には、申込締切後に各施設代表者を通じてご相談しますが、**締切日をすぎても連絡がない場合は受講決定**です。
佐賀県看護協会会員を優先いたします。

6. 研修時間

- 1) 開催時間は原則、0.5 日は午前は 10:00～12:00 午後は 13:30～16:30、1 日は 10:00～16:00 です。
講師の都合や学習内容により時間変更の研修会もありますので、事前に必ずこの「教育計画の詳細一覧」で確認してからご参加ください。
- 2) 受付は開始 30 分前より行い、10 分前にはオリエンテーションを行いますので、会場内に着席してください。
(参加前にP ～ の「当日オリエンテーション」を読んで参加してください。)

7. 研修資料

- 1) 研修資料は、講義の一部として受講者のみ1人1部ずつ配布し、書き込みなどを理由に追加配布はしていません。著作元の許可なく複製(コピーを含む)することは原則として禁止しています。
- 2) 講義により配布資料がない場合もあります。

8. 新入会者の無料研修と研修ポイント制度について(2019. 4. 1施行)

【新入会者の無料研修】

2019 年 4 月 1 日以降に初めて佐賀県看護協会に入会された方は、入会された当該年度(4 月～3 月)に限り、一般研修を無料で受講できます。

【研修ポイント制度】

「2019 年度佐賀県看護協会教育計画」の No.1～No.46 までの一般研修の受講 1 回につき 1 ポイントとし、5 ポイントで一般研修を無料で受講できます。

但し、無料の研修は対象外となります。

※詳細については、看護協会にお問い合わせください。また HP でもご覧いただけます。

9. 受講証明等について

一般研修で規定時間の 4/5 以上出席された方には受講証明証(A5 サイズ)を発行します。

研修終了時、担当者から受け取ってください。原則、再発行は行っていません。

10. 駐車場

- 1) 駐車場の確保はできていますが、同時開催の研修会がある時は不足することがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。
- 2) 参加人数によっては、詰めて駐車するなど、係員の指示に従って駐車していただく場合があります。
- 3) 研修中の車の移動等はありません。

11. その他

- 1) 受講の際は、オリエンテーションに使用いたしますので、この「2019年度佐賀県看護協会教育計画」をご持参ください。
- 2) 研修会時の持参品等については、教育計画の備考欄を参照してください。
- 3) 研修室は設備上、室温の微調整が難しいので、夏場は上着、冬場は膝かけ等、各自でご準備ください。

12. 別途案内について

※教育計画一覧の下記研修会等につきましては別途お知らせいたします。

- 1) 県委託関係研修 2) 各職能集会研修 3) 他機関共催研修
- 4) 特別委員会主催研修 5) 特別研修会など

* 四半期ごとに実施日・研修内容・講師など施設代表者を通して
再度お知らせいたします。

実施時期・研修内容など変更になる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

当日オリエンテーション

受付について

1. 会場入り口で受付を済ませて、資料をお受け取りください。
2. 参加費が未納の方は受付時に郵便局の振り込み書をお渡しいたしますので、研修終了後、数日中にお支払いください。
3. 参加費の領収証の必要な方は、受付時に申し出てください。
4. 昼食は各自でご準備ください。

会場について

1. 非常出口は、緑の案内表示で示しています。各自で必ず確認をしてください。
2階西側の非常出口は、普段は使用できませんのでご注意ください。

研修参加にあたって

1. 講義中の私語は慎んでください。また、途中退席はご遠慮ください。やむを得ず退席される場合は担当者に声をかけてください。
2. 講義中のPC、iPad、スマホの使用は禁止いたします。（講師の指示であれば可）
3. 研修室の構造上、室温の調整が難しいため、夏場は上着、冬場は膝かけなど各自で調整してください。

昼食・飲み物について

1. 研修中の食は、原則禁止です。
2. 昼食は各自で用意してください。
3. 持ち込み弁当の空容器などのゴミは、各自でお持ち帰りください。
4. 協会の自動販売機で購入された分の空容器は、自動販売機横のゴミ箱にお入れください。
5. 1階ロビーでの昼食はご遠慮ください。

喫煙について

1. 敷地内禁煙です。ご協力をお願いします。

トイレについて

1. 女性用、男性用それぞれ各階にあります。（平面図をご参照ください。）

駐車場について

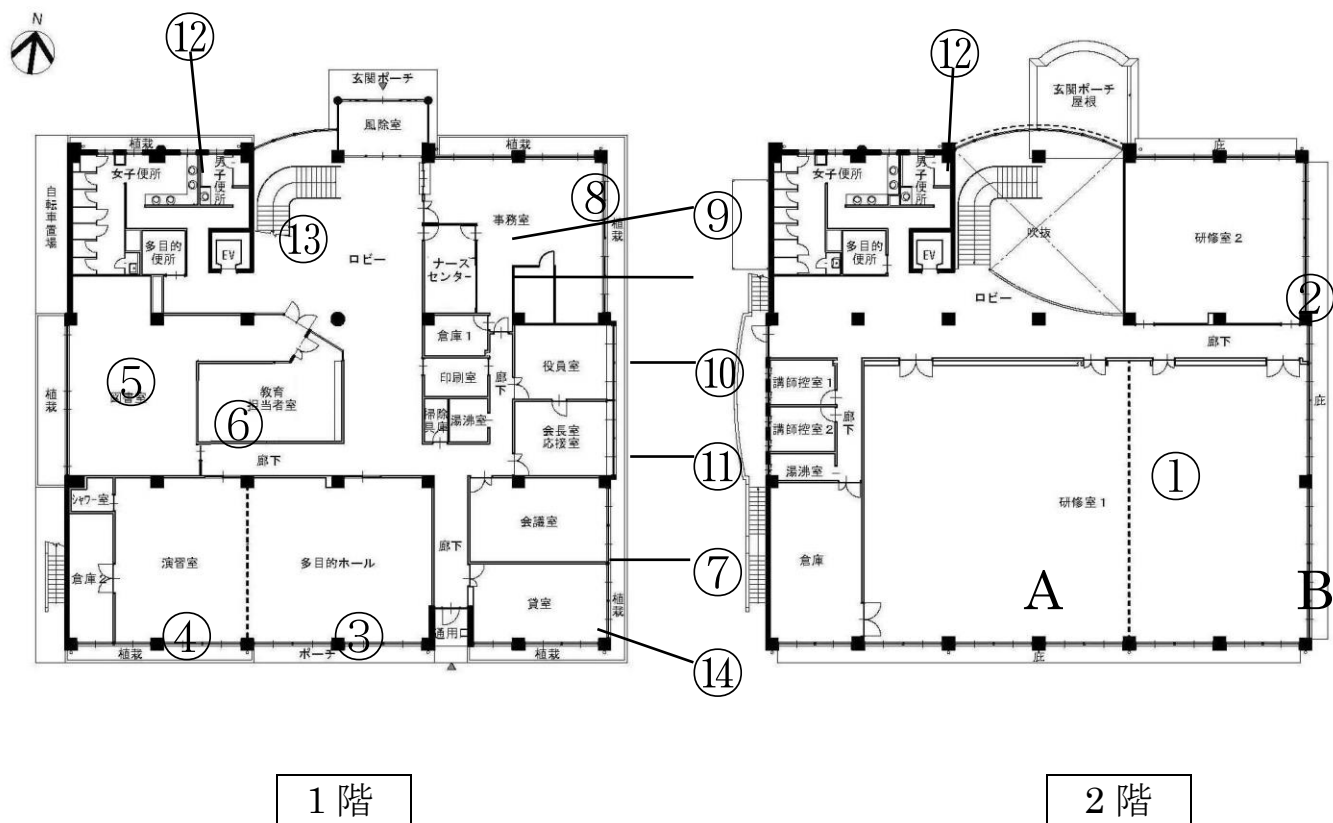
1. 車を詰めて駐車いただくことがあります。その時には、担当者の指示に従ってください。
また、駐車された車の研修途中の移動は、原則不可能です。

電話について

1. 研修中は携帯電話の電源を切るかマナーモード(振動を小さく)にしてください。
2. 公衆電話はありません。緊急に電話の必要な方は、事務室にご相談ください。

※ご不明な点はいつでも緑もしくは青のネームホルダーをしている担当者にご相談ください。

佐賀県看護協会看護センター 館内見取り図



① 第1研修室 A・B

② 第2研修室

③ 多目的室

④ 演習室

⑤ 図書室

⑥ 教育担当者室

⑦ 会議室

⑧ 事務室

⑨ ナースセンター

⑩ 役員室

⑪ 会長室

⑫ トイレ

⑬ 自動販売機

⑭ (貸室)佐賀県看護連盟

研修申込書 FAX 0952-68-3603

※施設で取りまとめてお申し込み下さい。
(申込多数の場合は、連絡先にTELLします)

開催日時【 】 テーマ【 】

研修終了後はシュレッターにて破棄いたします

[illegible]

※【研修会参加要領 P4・5】を確認して、申し込み手続きをしてください。

- 1.申込書はコピーしてご使用ください。
- 2.文字は正確に、はっきりと全てを記入してください。また該当する欄に○印を付けてください。
- 3.「申込書」が別に定められている場合は指定用紙を使用してください。
- 4.受講料は、研修2週間前までに前納してください。当日は受講料の支払いはできません。
- 5.申し込み取り消し、当日不参加についての返金はありません。

未納のまま欠席された場合は、後日受講料を納入いただき、その後資料をお送りいたします。

2019年度 認定看護管理者教育課程 〈ファーストレベル〉 プログラム 9:30～12:30 13:30～16:30

教科目	月/日 (曜日)	時間	計	科目 合計 時間	内 容	講師名	所 属・役 職	課題提供 予定
開講式9:30～	5/17(金)	1(AM)	1		オリエンテーション・ガイダンス	☆杉原三千代	看護協会 事業部長 (専任教員)	
論文の書き方	5/17(金)	2(AM)	2		論理的思考及び小論文の書き方	達富洋二	佐賀大学文化教育学部 教授	
ヘルスケア システム論Ⅰ	5/17(金)	3(PM)	3	15	社会保障制度概論	立石 憲彦	長崎県立大学大学院 人間健康科学研究科 教授	
	6/2(日)	6	6		保健医療福祉サービスの提供体制	室屋 和子	佐賀大学医学部看護学科 准教授	○
	6/1(土)	3(AM)	3		ヘルスケアサービスにおける看護の役割	☆井上 房代	済生会唐津病院 副看護部長	
	6/1(土)	3(PM)	3		ヘルスケアサービスにおける看護の役割	長家 智子	佐賀大学医学部看護学科 教授	
組織管理論Ⅰ	5/18(土)	6	9	15	組織マネジメント概論	☆岩崎 理佳	済生会唐津病院 看護部長	○
	5/19(日)	3(PM)						
	6/29or 6/15(土)	6	6		看護実践における倫理	☆ウィリアムソン彰子	神戸大学医学部附属病院 副看護部長	
人材管理Ⅰ	6/16(日)	6	6	36	労務管理の基礎知識	井手 静雄	井手社会保険労務士事務所 所長	
	6/30(日)	6	9		看護チームのマネジメント	吉田 道雄	熊本大学教育学部 附属教育実践総合センター 名誉教授	
	7/1(月)	3(AM)						
	6/14(金)	6	6		看護チームのマネジメント	☆加藤 英子	唐津赤十字病院 看護部長	
	8/23(金)	6	15		人材育成の基礎知識	江藤 節代	NPO法人日本看護キャリア 開発センター 副代表	○
	8/24(土)	6						
	8/25(日)	3(AM)						
資源管理Ⅰ	8/9(金)	6	6	15	経営資源と管理の基礎知識	宮田 広	NHO九州グループ事務所 経営改善顧問	
	8/10(土)	6	9		看護実践における情報管理	☆藤満 幸子	佐賀大学医学部附属病院 看護部長	○
	8/11(日)	3(AM)						
質管理Ⅰ	7/28(日)	6	6	15	看護サービスの質管理	☆江崎 章子	NHO嬉野医療センター 看護部長	
	7/13(土)	6	9			☆毎熊 恵子	小城市民病院 総看護師長	○
	7/14(日)	3(AM)						
総合演習Ⅰ	5/19(日)	3(AM)	3	18	総合演習導入	☆高橋 素子	医療法人直和会平成立石病院 副院長・看護部長	○
	9/6(金)	6	15			☆宇都宮 信子	公益法人小倉医療協会三萩野病院 看護部長	
	9/7(土)	6						
	9/8(日)	3(AM)						
6教科目		117	117	114	☆ 認定看護管理者			

※プログラムの日程は変更になることがあります。

※演習形態で行う授業時間数は、[総合演習Ⅰ]の15時間を含め、総時間の1/5に相当する21時間を上限の目安とする。

修了式:2019年11月29日(金)

2019 年度佐賀県看護研究学会演題募集要領

主催 公益社団法人佐賀県看護協会

テーマ「いのちと暮らしを支える看護の役割」

- 開催期日 2020 年 3 月 8 日（日）
- 会 場 佐賀市文化会館
- 応募資格 発表者、共同研究者ともに佐賀県看護協会会員である。
- 締切り 2019 年 10 月 18 日（金） 12:00 必着
- 〒 849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1
公益社団法人佐賀県看護協会 佐賀県看護研究学会 担当宛
- 演題内容



新 7 領 域 の 特 徴

領域名	特徴
急性期看護	成人看護Ⅰのほか、小児看護や老年看護などで発表されていた急激な健康破綻をきたし治療を有する患者（児）と家族に関する演題、総合看護で発表されていたケア道具や技術の開発などの演題を対象とする。
慢性期看護	成人看護Ⅱのほか、小児看護や老年看護などで発表されていた慢性の経過をたどる患者（児）と家族に関する看護、総合看護で発表されていた日常生活行動上の看護技術や用具の開発などの演題を対象とする。
在宅看護	老年看護や地域看護、小児看護で発表されていた在宅ケアや地域連携に関する演題を対象とする。
精神看護	精神看護の他、各領域で発表された精神保健、精神疾患看護に関する演題を対象とする。
ヘルスプロモーション	看護総合、地域看護、母性看護、小児看護、成人看護、老年看護などで発表されていた健康維持増進や疾病予防に関する演題を対象とする。
看護管理	看護サービスの提供と組織の経営に関する演題を対象とする。参加した看護管理者を通して看護職能団体として重要な情報の提供や、意見交換の場として活用する。
看護教育	看護基礎教育から卒後の継続教育を含む人材育成に関する研究まで幅広くとらえ、チーム医療における看護職の専門性や多職種者との連携のあり方、専門看護師や認定看護師などの活用の実態および看護職のキャリア開発に関する研究も含める。

- 発表形式 口演または示説（ポスターセッション）のいずれかを希望することが出来る。但し、希望以外の発表形式になる場合がある。（いずれの場合も学会抄録集に掲載する）

8. 演題応募要領

1) 応募資格

演題発表者（筆頭研究者）及び看護職の共同研究者は、公益社団法人佐賀県看護協会会員に限る。ただし、日本看護協会及び都道府県看護協会の看護職以外の調査・研究を担当する職員はこの限りではない。看護職以外で会員と共同研究者を行ったものは、共同研究者として投稿原稿に記名できる。

2) 応募書類

①演題申し込み書

②演題登録チェックリスト

③抄録原稿 A 抄録集印刷用：表題・キーワード・発表者名・共同研究者名・所属施設名入り

④抄録原稿 B 選考用：表題・キーワード入り

3) 演題は次の項目をすべて満たしていること。

- ①未発表の演題であること。本学会の他領域へ投稿していないこと。（他の学会、研究会および出版物等に投稿や発表していないものに限る。）

- ②倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。
- ③演題応募期間に手続きが完了したものであること。
- ④抄録原稿書式設定および作成要領を参考に作成されており不備のないもの。
- ⑤看護職の免許取得後に行われた研究であること。

9. 演題受付

上記、8. 応募要領の1)～3)の条件に則り、手続きが完了している演題を1人あたり1題のみ受け付ける。

10. 抄録原稿書式設定および作成要領

- ①**抄録原稿見本**を参考に原稿を作成する。

A4版用紙、横書き、1枚以内、MS明朝で和文フォントは明朝体で全角、英文およびアラビア数字は半角1,000字以内（スペースを含む）

- ②表題の文字サイズは14ポイントとし、簡潔明瞭に抄録内容を表すものとする。
- ③キーワードの文字サイズは9ポイントとし、キーワードは3つ～5つ以内とする。
- ④発表者名、共同研究者名、所属施設名の文字サイズは9ポイントとし、正確に表記する。
- ⑤本文の文字サイズは10.5ポイント、抄録原稿は文章のみとする。図表等は不可とする。

【はじめに】

【目的】

【方法】

【倫理的配慮】

【結果】

【考察】

【結論】

の項目別にまとめ、項目は隅付き括弧【 】で囲む。それぞれで文章の改行をする。

和文・新かなづかいを用い、外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記する。

11. 著作権

日本看護学会抄録集および論文集に掲載された著作物(電子媒体への変換による利用も含む)の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は日本看護学会に譲渡されたものであるため、著作者自身のこれらの権利を拘束するものではないが、再利用する場合は事前に日本看護学会企画課まで連絡する。

12. 抄録選考について

- ①演題の採否は抄録選考委員会にて、『抄録選考基準』に則り行う。

選考は、採択・条件付き採択・不採択を決定する。

- ②抄録選考委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに再提出する。

- ③選考の結果は、受付締め切り3週間前後に通知する。

13. その他

- ①登録演題が未発表のものではない、重複投稿である等の倫理的な問題があると抄録選考委員会が判断

した場合には、いかなる時期にあっても受付および採択を取り消す。

②既存の尺度等および商標登録物の使用許諾は著者があらかじめ得ておくこと。また、薬品や検査器具等は一般名称を用い（ ）内に商品名と®を記載する。

③発表者は、研究に関連する企業や営利を目的とした組織または団体との経済的な関係の有無について、過去 1 年間における利益相反を演題発表時に明記する。

14. 問い合わせ、その他連絡

公益社団法人佐賀県看護協会 〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1

TEL0952-68-3058

FAX0952-68-3603

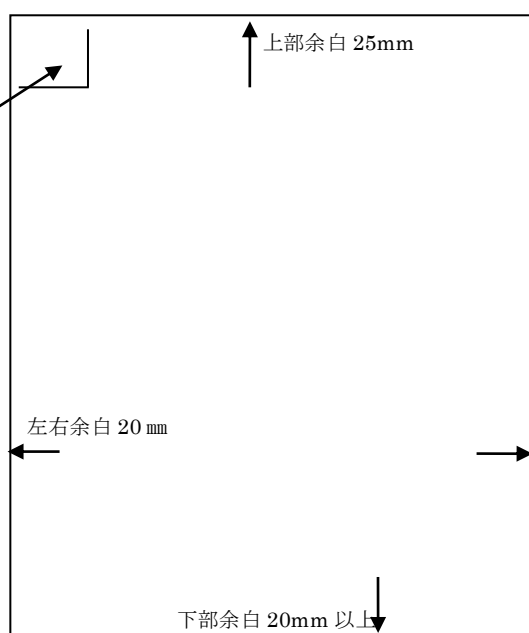
事業部 教育担当

抄 録 原 稿 見 本

抄録原稿 A

(抄録印刷用)

左肩は縦 30mm
×横 50mm の余白
をとる



■余白のとり方

上 25mm 下 20mm

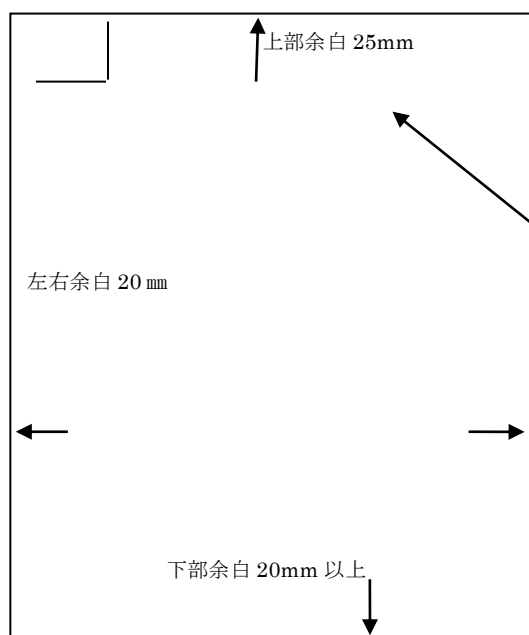
左右は 20mm の余白を必ずとる。

■抄録作成

- ・ A4 版、横書き
- ・ 1 枚以内 (両面不可)
- ・ 本文は 1,000 字以内
40 文字×41 行
- ・ 図・表を挿入は無し
- ・ 表題の文字サイズは 14 ポイント
- ・ 発表者名、共同研究者名、所属施設名の文字サイズは 9 ポイント
- ・ キーワードの文字サイズは 9 ポイントとし、キーワードは 3 つ～5 つ以内
- ・ 本文の文字サイズは 10.5 ポイント
和文フォントは明朝体で全角、
英文およびアラビア数字は半角

抄録原稿 B

(抄録選考用)



※発表者名・共同研究者名・施設名は記載しない

■本文は上記抄録原稿 A と同様に作成する。

研究における倫理的配慮とその記述方法

1. 先行文献を調べて活用していますか？

すでに研究結果が出ているテーマを繰り返して研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「はじめに」、「考察」で適切に引用しましょう。「日本看護協会ホームページ>キャリアナース」には文献データベース「最新看護索引 Web」「J-Dream III」があり、『日本看護学会論文集』（第42回より）の全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

2. 研究フィールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか？

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フィールドが特定され、固有名称を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名称(当院・当病棟も含む)・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すためにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。

3. 研究対象者の個人情報保護していますか？

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要な個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年)、「看護者の倫理綱領」(日本看護協会、2003年)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正)および所属施設の規定に従ってください。

4. 研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか？

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表について同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行ったかを具体的に明記する必要があります。研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも、可能な限り研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には病院の倫理委員会等での同意が必要となります。

5. 倫理委員会での承認を受けたことを記載していますか？

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理委員会等で承認を受けていることを明記してください。倫理委員会がない場合にはそれに相当する決定機関（幹部会議、看護部、委員会等の会議・会合）など、複数の第三者による組織的了解を得ていることを明記してください。研究の実施だけでなく、結果の公表（発表）に関しても、研究対象者および研究施設の承諾が必要です。倫理委員会の名称は匿名とはせずに 実名を用いて正確に表記しますが、倫理委員会の実名を表記することで研究対象者が特定される可能性がある場合には、『所属施設の倫理委員会』等の表記としてください。

6. 研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していますか？

倫理委員会での承認を受けたことの記載のみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮したことを記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策（中止基準の設定等）、研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

7. 著作権等の侵害がないように配慮していますか？

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典（文献）を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典（文献）を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、（ ）内に商品名と登録商標の場合は ® を記載してください。

8. 利益相反の有無について明記していますか？

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益（得られる成果を社会へ還元する）と私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料（発表資料、抄録、論文等）に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

例）＜利益相反がある場合＞本演題発表に関連して、過去 1 年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

＜利益相反がない場合＞本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

個人情報の取り扱いについて

参加登録、演題応募で提出いただいた個人情報は、受付、各種通知、抄録集の編集および発送、問い合わせ、意向調査等に利用します。ただし、また、抄録集の印刷にあたり、ご登録いただいた氏名、所属施設名、を契約した印刷会社に提供いたします。

著作財産権の譲渡について

佐賀県看護学会抄録集に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に譲渡されたものとします。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではありませんが、再利用す

る場合は事前に看護協会までご連絡下さい。

(コピー使用可)

2019 年度 佐賀県看護研究学会演題申込書

(県協会記入欄)

		No.		受付 月 日	
表題 (タイトル、サブタイトル)					
キーワード (内容を表すキーワードを 3～5 個挙げること。)					
フリガナ 発表者氏名		職 種		佐賀県看護協会 会員番号	
		保・助・看・准			
所属施設名				部署名	
施設所在地 〒				TEL	
共同 研究 者	共同研究者氏名	職種 (保・助・看・准)		佐賀県看護協会 会 員 番 号	所属施設 (発表者と違う場合記入)
		保・助・看・准			
		保・助・看・准			
		保・助・看・准			
		保・助・看・准			
		保・助・看・准			
専門領域 (いずれ か に ○ 印)	ア 急性期看護に関する イ 慢性期看護に関するもの ウ 在宅看護に関するもの エ 精神看護に関するもの		オ ヘルスプロモーションに関する もの カ 看護管理に関するもの キ 看護教育に関するもの		
発表形式希望 (いずれかの番号に○印)					
1 口演 2 示説 3 どちらでもよい					

記入方法と注意事項

- ・ 発表者及び共同研究者は抄録原稿の記載と同一としてください。
- ・ 共同研究者氏名の記載は職位に関係なく、この研究を主に担った順としてください。

第 38 回(2019 年度)佐賀県看護研究学会演題登録チェックリスト

☑欄	チェック項目
【演題登録資格について】	
☐	1. 演題登録者(演題発表者)および看護職の共同研究者は看護協会の会員ですか
	2. 佐賀県看護協会会員番号を記載していますか
【抄録について】	
☐	3. 抄録の内容は他の学会や他誌、本学会の他領域等に発表あるいは投稿されていないものですか
☐	4. 看護職の免許取得後に行われた研究ですか
☐	5. 「演題登録規程」および「抄録原稿作成方法」に則って作成していますか
☐	6. はじめに、目的、方法、倫理的配慮、結果、考察および結論を含めて1,000字以内にまとめていますか
☐	7. 本文は様式に従い、A4判用紙1枚以内で作成していますか(両面および2枚以上は不可)
☐	8. 本文の文字サイズは10.5ポイント、和文フォントは明朝体で全角、英文やアラビア数字は半角ですか
☐	9. 抄録原稿は2種類(抄録集印刷用A・選考用B)作成し、それぞれ登録しましたか
☐	10. 抄録原稿A(抄録集印刷用)には、表題(副題)・キーワード・発表者名・共同研究者名・所属施設名を記載していますか
☐	11. 抄録原稿B(選考用)には、表題(副題)・キーワードを記載していますか ※投稿者を特定できないようにするために、抄録原稿B(選考用)には氏名および所属を記載しない
【倫理的配慮とその記述について】	
☐	12. 実施要綱にある【研究における倫理的配慮とその記述方法】は熟読しましたか
☐	13. 個人が特定されないように配慮していますか
☐	14. 倫理委員会等の倫理審査を受け、承認を得ていますか
☐	15. 研究対象者(または代諾者)から研究実施ならびに発表に関する自由意思による承諾が得られていますか
☐	16. 研究対象者に不利益や負担が生じないように配慮していますか
☐	17. 既存の尺度等の使用について、必要な許諾を開発者から得ていますか

第 38 回(2019 年度)佐賀県看護研究学会抄録選考基準

項 目	番 号	内 容
表題	1	内容を適切に表現している
目的	2	この研究により何を明らかにしようとしているかが明確である
背景	3	研究の意義が明確である
方法	4	研究方法は、研究目的・目標達成のために妥当である
	5	対象は適切である
	6	データ収集方法および手順を示している
	7	分析方法は妥当である
結果	8	研究目的にそった結果を示している
	9	事実を客観的に示している
考察	10	得られた結果に基づいた解釈をしている
	11	研究目的にそった考察で一貫性がある
倫理的 配慮	12	個人が特定されないように配慮している
	13	倫理審査委員会において研究に関する倫理審査を受け、承認を得ていることを示している ただし、倫理審査委員会以外の決定機関(幹部会議、看護部、委員会等の会議・会合)の承認を得ている場合は、その旨を記載したうえで、下記をすべて満たしていることを示している ・対象者(または代諾者)から研究実施ならびに発表に関する自由意思による承諾が得られている ・対象者の不利益が生じないように配慮している
発表価値	14	看護実践に意味ある事実や知見がある

第50回(2019年度)日本看護学会学術集会開催予定

領域	開催期日	開催地	会場
急性期看護	2019年7月18日(木)～19日(金)	岩手県・盛岡市	盛岡市民文化ホール/ いわて県民情報交流センター アイーナ
看護教育	2019年8月8日(木)～9日(金)	和歌山県・和歌山市	和歌山県民文化会館
精神看護	2019年8月30日(金)～31日(土)	福井県・福井市	フェニックス・プラザ
在宅看護	2019年9月13日(金)～14日(土)	栃木県・宇都宮市	宇都宮市文化会館/ 宇都宮市総合コミュニティセンター
ヘルスプロモーション	2019年9月19日(木)～20日(金)	長野県・長野市	ホクト文化ホール (長野県県民文化会館)
看護管理	2019年10月23日(水)～24日(木)	愛知県・名古屋市	名古屋国際会議場
慢性期看護	2019年11月14日(木)～15日(金)	鹿児島県・鹿児島市	鹿児島市民文化ホール/ 鹿児島サンロイヤルホテル/ ホテルウェルビューかごしま

日本看護協会ホームページでご確認ください。

お問い合わせ

日本看護協会看護研修学校 教育研究部学会企画課

〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-2-3

電話:042-492-9120 FAX:042-492-9048

お電話でのお問い合わせ受付時間:平日 10時～16時

メールアドレス:jnagakkai@nurse.or.jp